

# 発達障がい児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援

## 事業の目的

東日本大震災後の発達障がい児・者の必要なニーズをきめ細かく把握し、ニーズを踏まえた障害福祉サービス等が提供されるよう支援する。

支援・調査実績について発達障害情報センター(国機関)に提供し、同センターが災害時の発達障がい児・者支援方法の分析を行う。

## H23年度事業

### ニーズ把握の調査を実施

有識者(大学関係者)、発達障がい者支援センターがニーズ把握の予備調査を実施

24年度ニーズ把握のためのフォーマット作成

## 関連事業

### 子どもの発達支援事業(安心子ども基金)

※平成23年度6月補正

・被災した障がい児に対する医療支援事業  
(総合療育センター(発達障がい者支援センター)で実施。)

・被災した障がい児に対する相談・援助事業  
(JDDネット、全国児童発達支援協議会に委託)

事業を通じて得られた地域の情報を提供

## ニーズに応じた障害福祉サービス等の提供

## H24年度事業

### ニーズ把握を実施

発達障がい者支援センター

コーディネーター配置

有識者(大学関係者等)

関係団体

活用

◇被災者への聞き取り調査  
・発達特性の変化  
・ストレス後対応  
・避難所での生活  
◇きめ細かなニーズの把握  
・行動変化等を踏まえた現在必要なニーズ

### 被災した発達障がい者に対する支援事業

子どもだけではなく、成人期の発達障がい者も対象に含めて支援する

健診担当・保育所・幼稚園・児童発達支援・学校等と連携

被災した障がい児に対する医療支援事業  
被災した障がい児に対する相談・援助事業

健診後のフォロー、療育・放課後支援等を含めた被災障がい児対象事業に組み換え

健診担当・保育所・幼稚園・児童発達支援・学校等と連携

市町村

成人期

子ども

調査データの提供  
調査支援

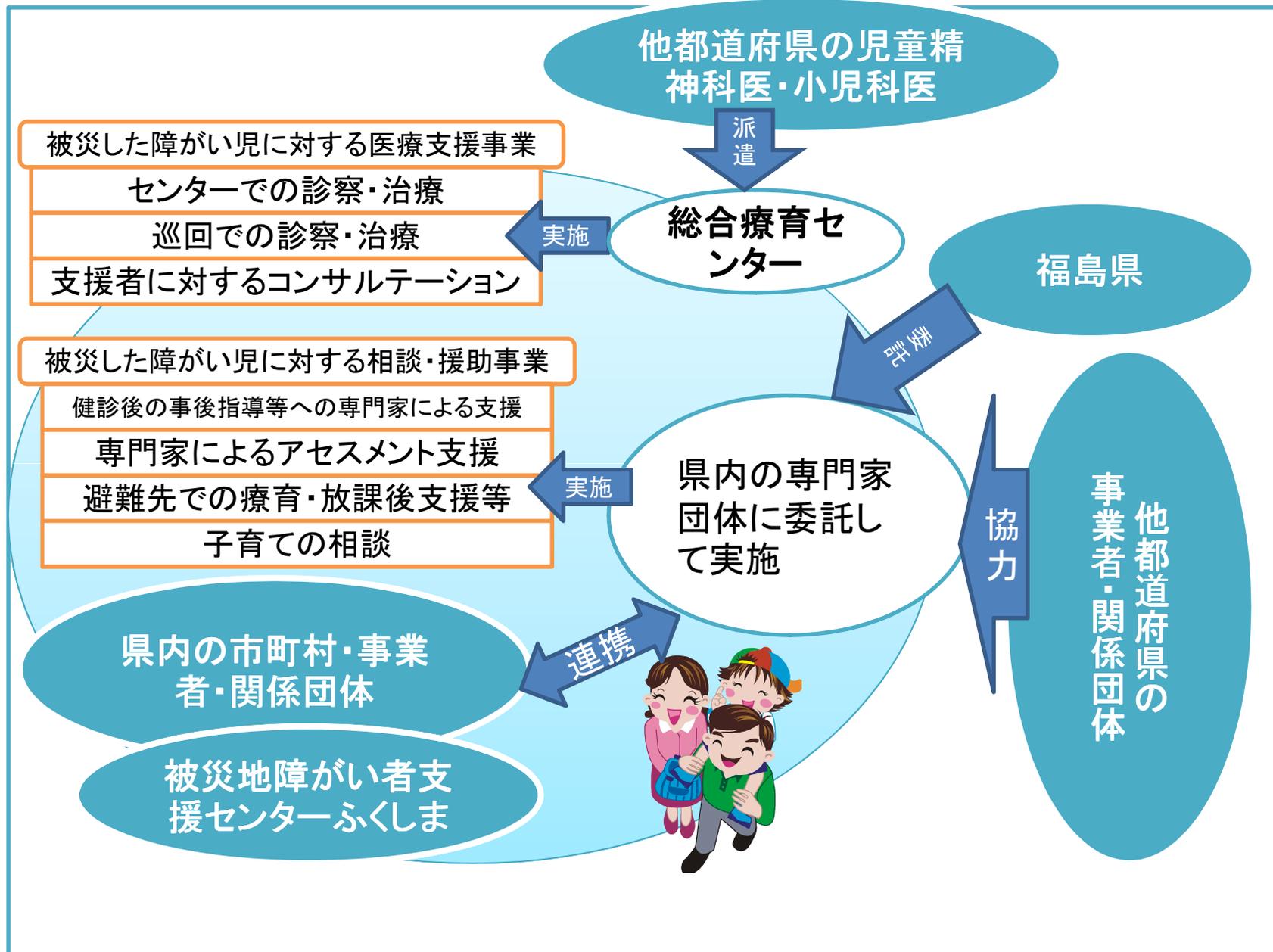
発達障害情報センター(国立障害者リハビリテーションセンター)

連携

連携

情報交換・連携

# 被災した障がい児に対する援助



# 被災した障がい児に対する医療支援事業

120162  
障がい福祉課  
H23.11.18

事業目的: 東日本大震災により被災した障がい児へ、児童精神科医、小児科医が医療支援を行う。

## 事業を必要とする理由

- ・東日本大震災及び原発事故により多数の障がい児が避難生活を送ることを余儀なくされている。
- ・福島県内の児童精神科医や障がい児の支援に詳しい小児科医の数は少なく、医療機関の受診を希望する障がい児は数か月診察を待つという状態が震災前からあったが、市町村の母子保健や障がい福祉担当、保育所、幼稚園や教育機関などの地域での支援を受けることで負担を軽減しながら待機することができていた。
- ・しかし、東日本大震災及び原発事故により、住民の避難あるいは避難者の受け入れのため、市町村や地域で支援できる体制が弱くなり、診察待機期間の負担が障がい児と家族にそのままかかる状態になっている。
- ・そのため、他都道府県の児童精神科医、小児科医の支援を導入することにより、医療をスムーズに受けられる体制を作る必要がある。

事業主体: 福島県

事業実施方法: 総合療育センターに他都道府県の医師の派遣を受け、実施する。

## 事業内容

- ・東日本大震災及び原発事故により被災した障がい児(グレーゾーンの子どもも含む)を対象に以下の業務を実施する。
  - 1 総合療育センターでの診察・治療
  - 2 巡回での診察・治療(避難所(一次・二次)、地域の保健センター等で実施)
  - 3 支援者に対するコンサルテーション(保健師、保育士、幼稚園教諭、福祉担当者、教員等)

## 被災した障がい児に対する相談・援助事業

120162  
障がい福祉課  
H23.11.18

事業目的:東日本大震災により被災した障がい児への相談及び療育を含めた援助を行い、安心して生活できる支援を行う。

### 事業を必要とする理由

- ・東日本大震災及び原発事故により多数の障がい児が避難生活を送ることを余儀なくされている。
- ・避難生活による負担に加え、地域から離れることで相談や療育など専門的な支援の継続が困難になり、障がい児とその家族は大きな負担を抱えて生活している。
- ・また、相双地区では、児童デイサービス事業所、相談支援事業所など、障がい児の支援を行う機関が原発事故の影響により十分な支援ができない状況にある一方で、多数避難した障がい児を受け入れているため、既存のサービスの枠組みを超えるニーズが生じる地域があるなど、サービスの地域バランスが崩れている状況である。
- ・加えて、避難生活や放射線の影響に対する不安の中での生活が継続する中で、障がいに対する支援をベースにしながら、保護者の不安や子育てに対する相談ニーズは増加している。
- ・平成23年度は県内の市町村及び事業者のみで現在のニーズに対応することは困難であり、関係団体の支援を導入し、被災した障がい児に対する相談・援助を行っていた。平成24年度は地域とつながりを重視し、地域として自立に向けた体制を整えるため、県外の専門家関係団体のネットワークによる協力を得ながら、県内の専門家の関係団体に委託して実施する。

事業主体:福島県

事業実施方法:障がい児の支援に関する専門家の関係団体に委託

### 事業内容

- ・東日本大震災及び原発事故により被災した障がい児やその疑いのある子どもを対象に以下の業務を実施する。
  - 1 健診後の事後指導等への専門家による支援
  - 2 臨床心理士、言語聴覚士等の専門家によるアセスメント支援
  - 3 避難先での療育・放課後支援:保育士、児童指導員等が避難先で障がい児の療育や放課後支援を行う。
  - 4 子育ての相談:避難生活での障がい児やその疑いのある子どもの子育てについて、家族からの相談を受ける。

# 発達障がい児・者のニーズを踏まえた障害福祉サービス等の利用支援事業

発達障がい者支援センター(総合療育センター)と相双・会津・いわき方部の委託事業と連携し、県内の発達障がい児・者のニーズ把握と障害福祉サービス等の利用の支援を行う。  
 支援・調査実績を(国)発達障害情報センターに提供し、同センターが災害時の発達障害児・者の支援方法の分析を行う。  
 事業実施にあたり、県外からの児童精神科医、専門家団体からの支援を受ける。



県外支援

(国)発達障害情報センター

調査協力

マニュアル提供

児童精神科医の支援

医療支援事業への協力

有識者(医師)による支援

発達障がい支援の専門家団体

相談・援助のための県外からのスタッフ派遣協力

有識者(大学教授等)による支援

委託

被災した障がい児に対する相談・援助

発達障がい者支援センター

各事業のコーディネート等のための人員配置

被災した障がい児に対する医療支援事業

委託

被災した障がい児に対する相談・援助

委託

被災した発達障がい者に対する支援事業

巡回  
連携

巡回  
連携

巡回  
連携